同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、設計審査実習が一件以上であるものを修了したものであること。

設計審査を行おうとする機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。 イ　特定機械等の構造 ロ　材料及び試験方法 ハ　工作及び試験方法 ニ　附属装置及び附属品 ホ　関係法令、強度計算方法及び検査基準 (2) 登録設計審査等機関が行うものであること。
別表第一第三号又は第五号に掲げる機械等	別表第一第三号及び第五号に掲げる機械等	
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	
別表第一第六号又は第七号に掲げる機械等	別表第一第六号及び第七号に掲げる機械等	
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	

ロ　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（以下「工学関係高等学校等卒業者」という。）で、イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、設計審査実習が三件以上であるものを修了したものであること。

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二　数

年間の設計審査の件数を五十で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第四の三（第四十六条関係）

一　工学関係大学等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十年以上従事した経験を有するものであること。

二　工学関係高等学校等卒業者で、設計審査を行おうとする特定機械等に係る別表第四の二第一号イの表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該特定機械等に係る設計審査の業務に十五年以上従事した経験を有するものであること。

三　前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第五（第四十六条関係）

機械等	機械器具その他の設備
別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、外観検査用機器、ひずみ測定器及び放射線検査用機器
別表第一第四号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置及び鋼索用磁気探傷器
別表第一第八号に掲げる機械等	超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器及び鋼索用磁気探傷器

別表第六（第四十六条関係）

一　条件

イ　工学関係大学等卒業者で、次の表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。

製造時等検査を行おうとする機械等	研修を行う機械等	要件
別表第一第一号又は第二号に掲げる機械等	別表第一第一号及び第二号に掲げる機械等	(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。 イ　特定機械等の構造 ロ　材料及び試験方法 ハ　工作及び試験方法 ニ　附属装置及び附属品 ホ　関係法令、強度計算方法及び検査基準 (2) 登録設計審査等機関が行うものであること。
別表第一第四号に掲げる機械等	別表第一第四号に掲げる機械等	
別表第一第八号に掲げる機械等	別表第一第八号に掲げる機械等	

ロ　工学関係高等学校等卒業者で、イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等に係る同表下欄に掲げる要件のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

二　数

年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数（端数があるときは、これを切り上げる。）

別表第七第一号中「十年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる研修を行う機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十年以上」を加え、同表第二号中「十五年以上特別特定機械等」を「製造時等検査を行おうとする特定機械等に係る別表第六第一号イの表の上欄に掲げる製造時等検査を行おうとする機械等」に、「又は特別特定機械等」を「又は当該特定機械等」に改め、「業務に」の下に「十五年以上」を加える。

別表第八別表第一号及び第二号に掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に改める。

別表第十一別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等の項中「ファイバースコープ」を「外観検査用機器」に、「、フィルム観察器及び写真濃度計」を「及び放射線検査用機器」に改める。

別表第十四に次のように加える。

別表第四第十四号に掲げる機械等	型式検定に必要な機械的試験、電気的試験又は寸法検査その他の試験を行うために必要な機械器具その他の設備として政令で定めるもの